

用語解説集

= あ行 =

■ **RC 配水池（あーるしーはいすいち）**

鉄筋コンクリートにより築造された配水池のこと。

■ **浅井戸（あさいど）**

浅層地下水（不圧地下水）を対象とした取水施設。一般的には 10～30m 以内の比較的浅い地下水をくみ上げることから、浅井戸と呼ばれている。降雨量の多少によって地下水面は変動し、水質は地上の条件に影響されやすい。

■ **アセットマネジメント（あせつとまねじめんと）**

水道におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、「持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実線活動」を指す。

■ **一日最大給水量（いちにちさいだいきゅうすいりょう）**

年間の一給水量のうち最大なものをいう。

■ **一日平均給水量（いちにちへいきんきゅうすいりょう）**

年間総給水量を年日数で除したものをいう。

■ **飲料水供給施設（いんりょうすいきょうきゅうしせつ）**

給水人口が 50 人以上 100 人以下の水道施設のものをいう。

= か行 =

■ **簡易水道事業（かんいすいどうじぎょう）**

計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう（水道法 3 条 3 項）。施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものである。

■ **緩速ろ過（かんそくろか）**

4～5m/日のゆっくりした速度でろ過し、砂層表面や砂層内部に増殖した生物のつくるろ過膜によって水中の不純物を除去する方式のこと。

■ **企業債（きぎょうさい）**

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債。

■ **給水原価（きゅうすいげんか）**

有収水量 1m³ 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋付帯事業費）－長期前受金戻入） / 年間総有収水量（円/m³）。供給原価ともいう。

■ **給水人口（きゅうすいじんこう）**

給水区域内に居住し、水道により給水をうけている人口をいう。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口〔計画給水人口〕（水道法 3 条 11 号）をいう。

■ **急速ろ過（きゅうそくろか）**

濁った原水に薬品を注入して濁りの成分を凝集・沈殿・除去した後、最後にその上澄水を砂層などでろ過する。緩速ろ過と比較するるとろ過速度が約 150m/日であることから「急速ろ過」とよばれる。多くの場合、総合的なろ過能力は「緩速ろ過法」より劣るとされ、最近の除去など衛生的安全性の一部に関しては塩素消毒に頼っている。

■ **供給単価（きょうきゅうたんか）**

有収水量 1m³ 当たりについて、どれだけ収益を得ているかを表すもので、次式により算出する。給水収益 / 年間総有収水量（円/m³）。給水単価ともいう。

■ **業務指標（ぎょうむしひょう）**

水道サービスの目的を達成し、サービス水準を向上させるために、水道事業全般について多面的に定量化した指標のこと。平成 17 年に日本水道協会規格「JWWA Q 100 水道事業ガイドライン」として定められ、平成 28 年に改正されている。

■ **減価償却費（げんかしょうきやくひ）**

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。

■ **広域化（こういきか）**

経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情に応じて事業統合や共同経営だけでなく、管理の一体化等による多様な形態による広域化（新たな概念の広域化）が提唱されている。

■ **更新基準（こうしんきじゅん）**

水道事業者独自の施設管理経験値等により定めた水道施設の更新基準年数をいう。

■ **更新需要（こうしんじゅよう）**

水道施設が法定耐用年数または更新基準に達することによる更新に必要な投資額をいう。

= さ行 =

■ **残留塩素（ざんりゅうえんそ）**

水中に塩素を注入することによって水中に残留した有効塩素をいい、次亜塩素酸などの遊離有効塩素（遊離残留塩素）とクロラミンのような結合有効塩素（結合残留塩素）に区分される。衛生上の措置として給水の残留塩素を遊離残留塩素として 0.1mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4mg/L）異常保持するよう規定している（水道法施行規則 16 条）。

■ **小規模水道施設（しょうきぼすいどうしせつ）**

水道事業、飲料水供給施設以外の小規模な水道施設をいう。

■ **浄水受水（じょうすいじゅすい）**

当該水道事業者の原水の不足などのために、水道用水供給事業から浄水を受けること。

■ **上水道事業（じょうすいどうじぎょう）**

水道事業のうち、計画給水人口が 5,000 人を超える事業をいう。

■ **水質基準（すいしつきじゅん）**

水を利用し、供給し、また排水する際に標準とする基準で個々の目的に応じた基準内容は様々であり、従って今回は主に水道法の基準をいう。

■ **水道事業（すいどうじぎょう）**

一般の需要に応じて、計画給水人口が 100 人を超える水道により水を供給する事業をいう。

■ **石綿セメント管（せきめんせめんとかん）**

セメントにアスベストを混合して製造した繊維セメントの一種である石綿セメントを用いたコンクリート製の管のこと。

■ 送水管（そうすいかん）

浄水場で浄水処理された浄水を配水池までに送るための管（管路）をいう。

= た行 =

■ 耐用年数（たいようねんすう）

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数。固定資産の減価償却費を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価格とともに必要となる。

■ ダウンサイジング（だうんさいじんぐ）

ものごとの規模を小さくすること。水道では、水需要の減少や広域化、技術の進歩に伴い、施設更新などの際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。

■ 濁度（だくど）

水の濁りの程度。精製水1リットル中に標準カオリン1mgを含むときの濁りに相当するものを1度〔または1mg/l〕としている。水道において、原水濁度は、浄水処理に大きな影響を与え、浄水管理上の指標となる。また、給水栓中の濁りは、給・配水施設や管の異常を示すものとして重要である。水道法に基づく水質基準は「2度以下であること」とされている。

■ 長期前受金戻入（ちようきまえうけきんれいにゆう）

地方公営企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち収益として整理するもの。平成26年の地方公営企業会計制度の見直しにより、資産取得時の財源として補助金等を受けた場合、資産の減価償却は、補助金等に対する部分も含めた「フル償却」の減価償却に併せて毎年「長期前受金戻入」として収益化を行うこととなった。

■ 導水管（どうすいかん）

原水を取水施設から浄水場まで送る管（管路）をいう。

■ トリハロメタン（とりはろめたん）

メタン（CH₄）の水素原子3個が、塩素、臭素、あるいはヨウ素に置換された有機ハロゲン化合物の総称。THMと略称される。これらのうち、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、プロモホルムの各濃度の合計を総トリハロメタン（TTHM）と呼ぶ。水道中のトリハロメタンは、水道原水中に存在するフミン質などの有機物を前駆物質として、塩素処理によって生成する。水道水質基準は総トリハロメタ

ンとして 0.10mg/L 以下である。

= な行 =

■ 鉛製給水管（なまりせいきゅうすいかん）

鉛は加工しやすいため給水管に広く用いられてきた。しかし、材質がやわらかいことから破損による漏水の原因となり、また、水道を長時間使用しなかった場合、ごく微量であるが、水中に鉛が溶出し水質悪化の要因となるため、取替工事を実施している。

= は行 =

■ 配水管（はいすいかん）

浄水場や配水池からの浄水を水圧、水量、水質を安全かつ円滑に需要者に輸送する管（管路）をいう。

■ pH（ぴーえっち）

水素イオンのモル濃度（水素イオン濃度）の逆数の常用対数値。ペーハーともいう。pH7 は中性、pH7 より小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性（塩基性）が強くなる。水道法に基づく水質基準は5.8以上8.6以下であることとされている。水の基本的な指標の一つであり、理化学的水質、生物学的水質、浄水処理効果、管路の腐食などに関係する重要な因子である。測定法は比色法とガラス電極法（pH計）がある。

■ BCM（びーしーえむ）

事業継続マネジメントのことで、リスクマネジメントの一種であり、企業がリスク発生時にいかに事業の継続を図り、取引先に対するサービスの提供の欠落を最小限にするかを目的とする経営手段。

■ PC配水池（ぴーしーはいすいち）

予めコンクリートに応力をかけておくことで、引張に対して耐性を持たせたプレストレスト・コンクリートで築造した配水池。

■ BCP（びーしーぴー）

事業継続計画と訳され、事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、事業を維持し、または早期に事業を回復させるための計画をいう。

■ **表流水（ひょうりゅうすい）**

地表水とほぼ同じ。特に水利用の観点から地下水に対していう。一般に河川水、湖沼水をいう。

■ **深井戸（ふかいど）**

深層地下水（被圧地下水）を対象とした取水施設。地下水位、水質とも天候や地表条件に左右されにくく、浅井戸より安定していることが多い。

■ **普及率（ふきゅうりつ）**

水道普及率のことで、現状における給水人口と行政区域内人口の割合をいう。

■ **伏流水（ふくりゅうすい）**

河川水は、河道に沿って表流水となって流れる水の他に、河床や旧河道などに形成された砂利層を潜流となって流れる水が存在する場合がある。この流れを伏流水という。

= ま行 =

■ **マッピングシステム（まっぴんぐしすてむ）**

コンピュータを用いて地図情報を作成、管理する技術。地図情報である地形データだけでなく、管路の口径、管種、埋設年度など、属性情報の文字または数値データをデータベースとして格納し、管理図面の保管、検索、補修正のほか、送配水施設の適切な維持管理や更新計画立案あるいは設計計画に対しても多角的、効率的な利用を図る総合的な情報システム。

= や行 =

■ **有形固定資産（ゆうけいこていしさん）**

固定資産のうちものとしての実体をもつもので、無形固定資産に対する名称。これには、土地のように年月の経過によってその価値が減少しないもの、建物、構築物、機械などのように損耗などによって価値が減少していく償却資産、建設途上の未完成施設のように完成するまで償却が行われない建設仮勘定がある。償却に当たっては、残存価格は帳簿原価の10%、水道事業においては定額法を用い、減価償却累計額勘定を設定することとされている。

■ **有収水量（ゆうしゅうすいりょう）**

料金徴収の対象となった水量および他会計等から収入のあった水量。料金水量、他水道

事業への分水量、そのほか公園用水、公衆便所用水、消防用水などで、料金として徴収しないが、他会計から維持管理費としての収入がある水量をいう。

■ **湧水（ゆうすい）**

地下水が自然に地上に湧き出てきたものをいう。

■ **用水供給事業（ようすいきょうきゅうじぎょう）**

水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対して、水道により、水道事業者はその用水を供給する事業をいう。

= ら行 =

■ **流動資産（りゅうどうしさん）**

資産のうち、固定資産に対するもの〔地公企例 14 条〕。現金、原則として 1 年以内に現金化される債権、貯蔵品などをいい、絶えず流動的に出入りする資産であることからこの名称がある。現金預金等の当座資産、貯蔵品等のたな卸し資産、前払い費用等のその他流動資産に区分けしてある。

■ **流動負債（りゅうどうふさい）**

負債は、その返済までの期間の長短によって流動負債と固定負債に分けられる。流動負債は、負債のうち、事業の通常取引において一年以内に償還しなければならない短期債務のことをいう。流動負債は一次借入金、未払い金、未払い費用、前受け金及びその他流動負債に区分される。

■ **料金回収率（りょうきんかいしゅうりつ）**

供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が 100%を下回っている場合、給水にかかる費用が水道料金による収入以外に他の収入で賄われていることを意味する。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補てんしているような事業体にあつては、適正な料金収入の確保が求められる。